

第39回釧路地方裁判所地方裁判所委員会

第38回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会

議 事 概 要

議 題

「民事調停手続が利用されるための方策について」

「家事調停手続の機能強化について～子を巡る紛争を中心として～」

1 開催日時

令和2年2月6日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路地方・家庭裁判所第1会議室

3 出席者等

(1) 地方裁判所委員会委員

芦田廣康，池田いずみ，尾崎寛生（兼務），片野美紀子，坂本和之，菅原亮，鈴木直哉，鈴木紀子，曾我寛人，武部雅充，山田明（兼務）（50音順・敬称略）

(2) 家庭裁判所委員会委員

井川哲雄，一本嶋仁志，大石喜幸，尾崎寛生（兼務），河畑勇，久保田眞弓，武久晋治，土井裕子，那知哲，山田明（兼務）（50音順・敬称略）

(3) 裁判所（説明者）

津幡恭行（釧路簡易裁判所判事），平野裕章（地方裁判所民事首席書記官），矢代龍雄（首席家庭裁判所調査官），千葉博志（家庭裁判所首席書記官），村上奉文（地方裁判所事務局長），石田有二（家庭裁判所事務局長），久保昌央（地方裁判所事務局次長），古川洋一（家庭裁判所事務局次長）

(4) 庶務

山本清史（地方裁判所事務局総務課長），市川知美（地方裁判所事務局総務

課課長補佐），小林研吾（地方裁判所事務局総務課庶務係長）

4 議事概要

(1) 新任委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員及び家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，それぞれ挨拶をした。

(2) 裁判所からの説明

裁判所から，民事調停制度の特徴，事件動向及び広報活動についての説明を行った。

(3) 意見交換

裁判所からの説明についての感想及び質問を交え，質疑応答及び意見交換を行った（要旨は，別紙「発言要旨1」のとおり。）。

(4) 裁判所からの説明

裁判所から，家事調停事件の動向及び子との面会交流を巡る紛争に関する調停への取組と課題についての説明を行った。

(5) 意見交換

裁判所からの説明についての感想及び質問を交え，質疑応答及び意見交換を行った（要旨は，別紙「発言要旨2」のとおり。）。

(6) 次回開催日時及び議題

ア 開催日時

令和2年7月10日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

イ 議題

「職員採用広報」

（地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催）

(別紙)

発 言 要 旨 1

委 員： 民事調停制度の浸透度としては、私自身は、紛争があったときは、弁護士に依頼して手続をしなければならないと思っていたが、裁判所の説明を聞いて、自分でも申立てができることを知った。

良い制度なので、もっとアピールしてほしい。

委 員： 実際に紛争の当事者にならないと、知ろうとしない、又は知る機会がないのではないかと思う。

委 員： 法的紛争について相談を受けた際に、民事調停の利用を勧めても相談者は、調停制度自体理解していないことが多い。その場合は、家事調停である離婚調停を例に説明すると理解することが多く、それだけ、民事調停制度の認知度は低いと思う。

委 員： 市民が法的紛争で悩んだ際に、裁判所に行ってみようと思う人が一定数いるので、その人達が裁判所を訪れた際に、病院の総合窓口みたいなものが用意されており、どのような手続が考えられるかということ以案内してもらえれば、裁判所の使い勝手が良く、民事調停の利用にもつながるのではないか。

委 員： 民事調停の最近の広報活動として、弁護士会などの専門職団体や行政の窓口に対して行っているという説明だったが、市民に向けても行った方が良いのではないか。

どのような人が民事調停を利用しているのかというデータがあれば、そこからターゲットに対して、どのようなメディアを使って広報していくかということが考えられるのではないか。

委 員： 広く一般個人に向けて広報すべきであり、自治体の広報紙などに載せるのが良いと思う。

委 員： 事業者が民事調停を利用することもできるということなので、事業者向けに広報することも考えられるが、事業者は弁護士や司法書士などの

専門家に相談することが多いから、専門家へ向けた広報が効果的だと思う。

以 上

(別紙)

発 言 要 旨 2

委 員： 調停委員を確保するための給源を考えるに当たり、そもそも家事調停委員には、どのような方が選任されているのか。何か資格などが必要なのか。また、家事調停委員に求められる知見としては、子育ての経験から得られるもので足りるのか。

裁判所： 家事調停委員になるために、何か特別な資格が必要となるわけではない。家事調停委員には、一般人としての健全な良識や、社会の中で得られた経験やノウハウを活用して活躍していただいている。

特に子との面会交流に関する調停事件などは、離れて暮らす子供と交流するという事案なので、子供の心情や、送り出す側の親の気持ちに寄り添って対応していただいている。

委 員： 調停委員を確保するための給源としては、保育園や幼稚園などで働いていた人については、教育委員会や市町村などが考えられるのではないか。

委 員： 今回の説明を聞いて、初めて家事調停委員が不足しているということを知った。いろいろな団体に調停委員に相応しい人がいるのだと思うが、その方々に、裁判所が調停委員に相応しい人を探しているという声が届いていないのだと思う。

委 員： 私が所属している団体のメンバーにも声をかけてみる。推薦できる方がいた場合は、どこに連絡をすればよろしいか。

裁判所： 釧路家庭裁判所の総務課に連絡してほしい。

委 員： 面会交流に適した施設としては、釧路市の規模だと「遊学館」のような施設があるが、それ以外の市町村では同じような施設は思い当たらない。

委 員： 学校は使えないのだろうか。学校であればどこの自治体でもあると思うので、その活用を考えると良いのではないか。

委員： 学校の活用については、教育委員会に確認しなければならないが、実施するには、仲介者を誰にするのかなどのルールを作ってやらなければならない。

委員： 帯広には、面会交流を援助・支援する団体として、元調停委員の人たちが作っている会が存在する。

その会員の話では、夫婦の紛争の経緯が分からず、援助する際に苦労することがあるとのことである。家事調停の中で試行的に面会交流を実施することもあるだろうから、その際に、調停成立後に支援する第三者機関を入れて行うなど、第三者機関に必要な情報が引き継がれるような運用をしてもらえないだろうか。

委員： 私は保護司としても活動している。法務省との管轄の問題はあるが、保護司などが調停成立後の面会交流に関わるできないだろうかと思う。

委員： 援助する人を家庭裁判所が育成する必要はないのか。

もし、セミナーなどを開いて育成するということであれば、マスコミとしても、面会交流の課題を地域の課題として取り上げて発信できると思う。

以上